

G - 2nd

令和3年11月17日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(ネ) 第1318号慰謝料請求控訴事件

(原審・前橋地方裁判所令和元年(ワ)第300号)

口頭弁論の終結の日 令和3年10月4日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控 訴 人 今 井 豊

群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

被 控 訴 人	み	な	か	み	町
同 代 表 者 町 長	鬼	頭	春	二	之
同訴訟代理人弁護士	増	田	智	恵	央
同	山	崎	由	岳	暉
同	川	住	岳	央	
同	小	林	浩		

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人は、被控訴人の職員らが共謀して職権を濫用し、控訴人に対して包囲網を形成して不法行為を繰り返したなどと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条

1項、4条、民法709条、710条、715条、719条に基づき、慰謝料3000万円のうち10万円の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提となる事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2及び「第3 本件の争点及び当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 3頁7行目の「包囲網として」を削り、8行目の「対する」の次に「包囲網を形成して」を加える。
- (2) 4頁11行目の「発砲許可」の次に「及びこれ」を加える。
- (3) 4頁12行目の「平成27年以降、」の次に「控訴人を脅迫するような不適切な者である狙撃グループに発砲を許可し、」を加える。
- (4) 4頁21頁の「イヒラ職員に対し、」の次に「狙撃グループのリーダーであり」を加える。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村上正敏

村 上 正 敏

裁判官 鈴木拓児

鈴 木 拓 児

裁判官 板野俊哉

板 野 俊 哉

これは正本である。

令和3年11月17日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 坂 本 真

